

**【第2号議案】 2018 (平成30) 年度決算報告の件****貸借対照表**

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	72,424,770	流動負債	152,142
現金預金	70,690,163	未払金	152,142
立替金	1,704,007		
前払金	30,600	負債合計	152,142
固定資産	5,100	(純資産の部)	
長期前払金	5,100	その他	72,277,728
		純資産合計	72,277,728
資産合計	72,429,870	負債・純資産合計	72,429,870

## 損益計算書

(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	金額	
(経常損益の部)		
経常収益		
1 受取会費収益		
賛助会員会費	1,100,000	
2 事業収益		
国際会議剰余金	0	
3 補助金収益		
助成金	0	
4 寄付金収益		
受取寄付金	0	
5 財務収益		
受取利息	22	1,100,022
経常費用		
1 事業費用		
国際会議開催事業運営給付金	1,937,500	
2 管理費用		
会議費	197,485	
交通費	241,772	
通信費	2,297	
サーバー費	115,528	
事務局費	543,510	
選奨費	83,850	
租税公課	12,550	
雑費	29,294	3,163,786
経常利益		-2,063,764
税引前当期純利益		-2,063,764
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期純利益		-2,133,764

## 【第2号議案】 2018 (平成30) 年度決算報告の件

**平成30年度 収支計算書**  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1 会費等収入				
賛助会員会費	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	
2 事業収入				
国際会議剰余金	0	0	0	
3 補助金収入				
助成金収入	0	0	0	
4 寄付金収入				
受取寄付金	0	0	0	
5 財務収入				
受取利息	5	22	△ 17	
<b>当期収入合計</b>	<b>1,000,005</b>	<b>1,100,022</b>	<b>△ 100,017</b>	
<b>II 支出の部</b>				
1 事業費				
国際会議開催事業運営給付金	4,500,000	1,937,500	2,562,500	
2 管理費				
会議費	250,000	197,485	52,515	
交通費	400,000	241,772	158,228	
通信費	1,000	2,297	△ 1,297	
サーバー費	107,968	115,528	△ 7,560	
事務局費	500,000	543,510	△ 43,510	
選奨費	0	83,850	△ 83,850	
雑費	30,000	29,294	706	
租税公課	13,000	12,550	450	登録免許税、住民票
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0	法人都民税
<b>当期支出合計</b>	<b>5,871,968</b>	<b>3,233,786</b>	<b>2,638,182</b>	
<b>当期支出差額</b>	<b>△ 4,871,963</b>	<b>△ 2,133,764</b>	<b>△ 2,738,199</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>74,411,492</b>	<b>74,411,492</b>	<b>0</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>69,539,529</b>	<b>72,277,728</b>	<b>△ 2,738,199</b>	

## 監査報告書

平成31年4月11日

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ

会長 東 和文 殿

監事

小南 裕子 

監事

石井 啓二 

私は、一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップの平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の事業期間の業務について監査を実施し、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事および事務局からの事業の報告を聴取し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告書並びに会計帳簿等を閲覧し、計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、収支計算書の監査を実施しました。

### 2. 監査結果

- (1) 事業報告の内容は、法令および定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上